

じんゾウくんからのお知らせ

# 慢性腎不全の『香川県指定難病』 医療費助成制度について



指定難病医療費助成制度は、指定難病にかかっている方の医療費負担を軽減するための制度です。国の指定難病に含まれない3つの疾患(突発性難聴、慢性腎不全、メニエール病)について、香川県が独自に「香川県指定難病」として助成制度を設けています。

## 制度の概要 以下のどちらかにあてはまる方が対象です

### 香川県慢性腎不全認定基準

eGFR(推算糸球体濾過量)が45mL/min/1.73m<sup>2</sup>以下のもの

尿たんぱく定量が0.5g/gCr以上のもの

- 認定期間は、原則として1年とする（更新可）
- 他法の適用となったものは除外する  
人工透析・腎移植・移植後の免疫療法等は、特定疾病療養受療証・自立支援法等の適用となる
- 18歳以上で、小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請ができないもの

助成の概要については裏面を確認ください。

「香川県慢性腎臓病対策協議会」は  
医療・支援・啓発の面から慢性腎臓病  
に対する多角的な取り組みを進めて  
います。

### 腎臓病治療にあかりを灯す

慢性腎臓病と向き合う患者さん的心に寄り添い、照明作品を制作しました。  
そのメッセージと制作の舞台裏を、動画で発信しています。



# 助成の概要

## 1 自己負担割合が変わります。

※2割、1割の方は変更ありません

3割負担

2割負担

## 2 世帯の所得に応じて、月ごとの自己負担額\*に上限が設けられます。

### \*自己負担上限額

月額

認定された際に交付される「受給者証」と「自己負担上限額管理票」を医療機関で提示することにより、自己負担額が軽減されます。  
自己負担額の上限額は以下の通りです。

階層区分	階層区分の基準 (括弧内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安)	一般	高額かつ 長期	人工 呼吸器等 装着者
低所得1	市町村民税非課税(世帯)かつ 本人年収80.9万円以下	2,500円	2,500円	
低所得2	市町村民税非課税(世帯)かつ 本人年収80.9万円超	2,500円	5,000円	
一般所得1	市町村民税非課税以上所得割7.1万円未満 (約160万円～約370万円)	10,000円	5,000円	1,000円
一般所得2	市町村民税非課税以上所得割 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)	20,000円	10,000円	
上位所得	市町村民税所得割25.1万円以上 (約810万円～)	30,000円	20,000円	

申請についての詳細は下記の二次元コード  
または『香川県指定難病 慢性腎不全』で検索してください。



香川県指定難病 慢性腎不全

